

第6回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について

提案等要旨(山上 皓)

1. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組(基本法第20条関係)

犯罪被害者の人権擁護と支援を国、地方公共団体および国民の責務であることを定めた犯罪被害者等基本法の制定を記念し、その理想の実現を目指して広く国民に協力を呼びかける記念の日(または記念週間)を、国の責任で設け、全国的で記念行事を行うことができるようにして頂きたい。

2. 推進体制(基本法第23条に係る要望を含む) その他

施策の実施主体となる省庁による政策立案の過程で、犯罪被害者や被害者支援関係者の意見が適切に反映される仕組みを作って頂きたい。

例えば

- ・ 実施主体となる省庁による、施策検討過程に於ける、ヒアリング等の実施
- ・ 省庁に於ける施策検討過程の論議についての情報の開示
- ・ 実施主体となる省庁による、施策検討過程における、定期的な「内閣府・検討会議」への報告と、検討

など。

地方公共団体における施策の立案・実施を促す推進策を立てて頂きたい。地域住民サービス充実の一環として、国とは違った視点からの取り組みが(国のそれと重層的に)積極的になされることが望ましい。